

鳥取県告示第746号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年11月6日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サービ スの種類	指定年月日
特定非営利活 動法人カナリ ヤホーム	鳥取市国府 町新通り二 丁目293	特定非営利活動法人 カナリヤホーム	鳥取市国府町新通り 二丁目293	就労継続支援B 型	平成24年10月 26日